

事業者様

沼津労働基準協会

平成30年度

## 5トン未満のクレーン運転業務特別教育講習会の開催について

つり上げ荷重が5トン未満のクレーン運転（レッカー、トラッククレーン等移動式クレーンを除く）の業務については、労働安全衛生法第59条第3項によって特別教育を修了した者でなければならないことになっております。

このたび当協会では、下記により特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

記

### 1 講習日時及び会場

(1) 平成30年5月25日（金）～27日（日）

(2) 8月3日（金）～5日（日）

(3) 平成31年1月18日（金）～20日（日）

(会場) 学科講習は、「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3

実技講習は、「東芝機械(株)沼津工場」 沼津市大岡2068-3

※ 学科会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いします。（JR沼津駅から徒歩10分）

(時間) 講習1日目は午前9時から午後5時まで、2日目は午前9時から午後1時まで学科講習を行います。3日目は午前8時から12時30分までの予定で実技講習を行います。開始の10分前までにお集まり下さい。

### 2 講習会費（テキスト代を含む）

参加者1名について

当協会会員事業場 17,700円 非会員事業場 18,700円

### 3 受講申込方法

(1) 下記申込書に必要事項を記入され、会費を添えて当協会にお申込下さい。受講票をお渡しします。定員に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。

※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990

(2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。

(3) 一旦納入されました講習会費は、講習日（1日目）の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

### 4 修了証の交付

講習修了者には、クレーン特別教育修了証を3日目終了時に交付いたします。

### 5 持参するもの

(1) (学科講習) 受講票及び筆記用具

(2) (実技講習) (1)のほか作業衣・作業靴・保護帽（ヘルメット）・軍手

### 6 実技教育のみの受講について

過去に静岡県労働基準協会連合会の特別教育（学科）を修了した者で、実技教育を実施していない者に対して、実技教育のみの受講も受付けます。

受講料 当協会会員事業場 7,000円 非会員事業場 8,000円

受講申込の際、過去に特別教育受講時に交付済の「安全衛生特別教育学課修了証明書」と「特別教育講習修了証」（本人宛交付済）を添えてお申込下さい。

# クレーン（5トン未満）運転業務特別教育 受講申込書

〈移動式クレーンを除く〉

月希望分

フリガナ 受講者氏名	生年月日	現住所	備考
	昭和 平成		
	昭和 平成		
	昭和 平成		

平成 年 月 日 千 一

所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込まれた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定（振込・持参）

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

（ 静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059  
受取人 沼津労働基準協会 ）